

陳情番号	件名
第 11 号	排泄課題を抱える障害児者への日常生活用具の認定に関する ことについて
受理年月日	
7.5.16	

陳情の趣旨

■陳情の趣旨

排泄予測支援機器「DFree」を神奈川県相模原市において、日常生活用具として認定いただきたく陳情いたします。

令和6年3月の障害保健福祉関係主管課長会議資料「日常生活用具給付等事業の適正な実施について」には、「日常生活用具給付等事業については、その事業費が年々増加傾向にあり、今後安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。このため、各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。」と記載があります。これに基づき、排泄予測支援機器を日常生活用具として追加認定いただくことを市に求めて頂きますよう陳情いたします。

■陳情理由

1. 陳情に関する基本情報、排泄に関する情報

- ・11歳、女兒/療育手帳 A1 (最重度) /身体障害者手帳 1級/脳性麻痺/肢体不自由
- ・コミュニケーション：気管切開のため発語無し、モニター等様々な方法で意思疎通
- ・ADLや移動状況：寝たきり、移動は車いす
- ・排尿状況：4時間おきに導尿
- ・排尿に対し、抱えていた悩み：尿量の溜まり具合に差があり、導尿の適切なタイミングが不明。時間で定期的に行っても日によって尿量が異なる。貯めすぎてしまった結果何回か尿路感染も起こり、不安を抱いています。また、導尿をしたのに尿がたまっていなかったなど、本人への負担も減らしてあげたいと考えていました。

上記状況から、「DFree」を使うことで、適切なタイミングで導尿ができるのではないかと思います、利用を始めました。

2. 排泄予測支援機器「DFree」は超音波センサーにより膀胱を経時的にモニタリングし、膀胱内の尿のたまり具合を0～10で数値化します。その数値は専用タブレットや自身のスマートフォンから確認でき、排尿のタイミングを予測し、排尿の機会を本人または介助を行う者に通知することができます。我が家では「DFree」の活用を始めてから、数値化された尿量をもとに導尿することで、今までのように少なすぎる、多すぎるといった尿量の変化に悩むことが無くなりました。何より、本心への負担も軽減出来ました。また、溜まり具合の傾向値がデータで見えるため、納得しながら調整しつつ導尿することもできています。このように、尿意を感じることができない障害児者にとってDFreeは非常に有用です。DFreeは令和4年4月に特定福祉用具に認定され、介護保険適用となっている。ぜひ障害児者にも負担が少なく購入できるようになることを求め、上記事項を陳情いたします。

陳情番号	件名
第 26 号	職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用 および行政の政治的中立性確保を求めることについて
受理年月日	
7.11.13	

陳情の趣旨

<陳情理由>

行政の政治的中立性は、地方自治体が住民の信頼を得て公正に運営されるための最も基本的な原則です。地方公務員法第 36 条は、職員の政治的行為を制限し、庁舎内における特定政党や議員・候補者への支援活動を禁止しています。

しかし一方で、職員団体（自治労・自治労連など）においては、組合費が給与から自動的に天引き（チェックオフ）され、その一部が上部団体を通じて特定政党・議員・候補者の支援活動や政治的活動に充てられているとの報告があります（~~討議資料 3～6 頁~~）。

この仕組みは、行政職員の給与支給事務という公的な財務システムを通じて、結果的に政治的活動を行う団体へ資金が流れる構造を生じさせており、「公金が政治目的に関与」しているように見える点で、適正性を欠くおそれがあります。

チェックオフは行政が給与システムを用いて組合費を一括徴収・送金することで、団体側が本来負担すべき事務手数料や振込手数料を免除する特定団体への便宜供与です。政治活動を行ったり特定政党・議員・候補を支援する団体に対し、公的事務を通じて便宜を与えることは、「行政の政治的中立性を損なう」おそれがあります。

地方議会では、議員個人の会派費や政党支部費について給与天引きを廃止し、自主的な振込納付方式へ移行する事例も確認されています。

職員団体の組合費チェックオフについても、政治活動を行う、あるいは特定政党・議員・候補を支援・支持する団体においては、行政の給与支給システムからの分離が望ましく、各職員が自らの意思で振込や口座引落により納付する方式への移行を検討することが、公正で中立な行政運営の確保に資すると考えます。

一方、職員団体がチェックオフ制度の継続を希望する場合には、当該団体が庁舎内での政治的活動や特定政党・議員・候補の支援表明を控える配慮を行い、行政との協議を通じて、住民に政治的中立性への誤解を生まないよう透明性の構築に努めることが求められます。

あわせて、地方公務員法第 52 条により、労働組合（職員団体）への加入・非加入は完全に任意であり、職員個人の自由意思が最大限に尊重されなければなりません。しかしながら、近年もなお、加入・非加入や活動参加において、職員の自由意思が十分に反映されない事例が報告されており（~~討議資料 8～11 頁~~）、行政と職員団体は改めて職員個人の自由と意思決定の尊重を確認する必要があります。

以上の理由から、行政の労働組合（職員団体）によるチェックオフ制度の運用に際しては

1. 行政の政治的中立性の確保
2. 地方公務員法第 36 条に基づく政治的行為の制限
3. 職員一人ひとりの組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重

という三原則のもとで、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。

これらの原則が住民に十分理解・納得される形で提示・公開されるよう、関係者間で制度運用を丁寧に再確認し、必要に応じて見直し・合意形成を行ってください。

なお、広島県ウェブサイトに掲載されている「組合費のチェックオフの注意点」(~~討議資料-12-頁~~)に記載のとおり、チェックオフを運用するには、

- ① 当該事業場の過半数組合（ない場合は過半数代表者）と行政との間で労使協定（合意文書）を締結すること
 - ② 個々の組合員から組合費支払の委任同意を受けること
- の二条件が必要です。

これらが欠けている場合は「違法状態」と評価される可能性があるため、速やかに確認し、行政の政治的中立性および公金取扱いの適正性の観点から、疑念を生じさせないよう改善を求めます。

<陳情項目>

1. 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書（労使協定または覚書等）が締結されているか確認してください。
~~未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。~~
よう市に対して求めて

合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束してください。

2. 組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。
~~未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入および活動参加・不参加の自由が不利益取扱いなく保障されるよう、加入手続きおよび停止手続きの方法を明示してください。~~
よう市に対して求めて

3. 地方公務員法第 36 条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。

よう市に対して求めて

陳情番号	件名
第 27 号	神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
7.11.14	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、今年度は国・県とも増額されました。特に私立高校の額は県民の念願である国基準額を達成することができました。神奈川県私立高校生への授業料補助額の上限である 468,000 円は、年収 750 万円未満世帯まで広がり、多子家庭（23 歳未満の子ども 3 人以上）に対しては年収 910 万円未満の世帯までと現状維持でした。一方国の就学支援金は所得制限が撤廃され、すべての私立高校生が 118,800 円を受けることができるようになり、次年度はさらなる増額の方向が示されています。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正が一步進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。この成果は昨年までの私たちの運動に加え、市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県経常費補助は、高校と幼稚園を除いて小学校と中学校は未だ国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）に達していません。その全国順位は、神奈川県近年の努力に関わらず、中学校は 44 都道府県中 40 位、小学校は 34 都道府県中 30 位と、全国最下位水準です。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。少子化に伴い、今後中学卒業生数が減っていくという見通しも、私立高校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められています。

さらに授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約 28 万円残されています。東京都では所得制限が撤廃され、すべての私立高校生が実質授業料無償になりました。また東京都では、私立中学校に通う家庭には所得制限なく授業料補助（10 万円）の制度もあります。さらに東京都から他県の私立高校に通う生徒には授業料補助が出ますが、神奈川県から県外の私立高校へ通う生徒には授業料補助が出ないという問題もあります。1975 年に制定された私立学校振興助成法は「速やかに（補助額を公立の）1/2 とするよう努める」という附帯決議がされましたが、半世紀経た現在も未だ達成されていません。保護者負担の軽減は、未だ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川県私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。神奈川県教育を支える担い手としての役割を果たし続けています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充して^いくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第 99 条に基づき「令和 8 年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 28 号	国に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
7.11.14	

陳情の趣旨
<h3>陳 情 理 由</h3> <p>2025 年 2 月に自民党・公明党・日本維新の会が「高校授業料無償化」について合意したことを受けて、公私ともに年収 910 万円以上の全世帯に年額 11 万 8800 円を支援するための予算を計上した補正予算が 3 月 31 日に成立しました。「3 党合意」では、2026 年度から授業料支援額を 2025 年度の私立高校授業料平均額に相当する 45 万 7000 円に引き上げ、年収 590 万円の所得制限を撤廃することも盛り込まれています。「自治体間格差」が拡大する中で国が大幅な拡充に踏み出したことは、父母・生徒にとって歓迎すべきことです。</p> <p>しかし「教育の無償化」がこれで完成したわけではありません。第一に、文部科学省は、2025 年度の制度拡充を今年度限りの新規事業「高校生等臨時支援金」とし、2026 年度については「所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です」としています。必要な財源を確保したうえで、少なくとも合意された内容を着実に実施することが求められています。第二に、授業料が実質的に無償になったとしても、入学金や施設設備費など的高額な私費負担が残っています。家庭の私費負担を軽減するためには、入学金への補助制度の創設や、施設設備費等を就学支援金の補助対象に含めるなどの措置を講じる必要があります。第三に、私立学校への経常費助成は公立高校生 1 人あたり公費支出額の 3 割に留まっています。私立学校が公教育として重要な役割を担っているとの立場から、1975 年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「経常費国庫補助 1 / 2 助成」がすみやかに実現されることを強く求めます。そして何より、公私問わず「少人数学級」「専任教諭増」を進め、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を実現するためには、教育予算の大幅な増額が不可欠です。不登校やいじめの件数が過去最多を更新し、教員の長時間労働やなり手不足にも解決の見通しが見えない中で、学校教育の再生には教育予算そのものを増やすことこそ根本的な解決策となることは明らかです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。</p> <p>私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。</p> <h3>陳 情 項 目</h3> <p>国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第 99 条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。</p>

陳情番号	件名
第 29 号	教員不足の解消と、教員定数の増加を求めることについて
受理年月日	
7.11.14	

陳情の趣旨
<p>陳情の趣旨</p> <p>日本全国で「先生が足りない」と言われ、この相模原市でも産休や育休、療休などで先生がいない未配置の状況が起きています。そのことによって、他の先生の仕事も増え、先生が常に忙しく、児童生徒が相談したくてもしにくい状況が生まれたり、精神的不安による不登校やいじめの増加に繋がったりすることも懸念されます。</p> <p>そこで、以下3点を市に求めていただくよう陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 未配置ゼロで2026年度をスタートしてください。 ② 法律で定められた教員数を正規教員として採用してください。 ③ 政令指定都市として教員の定数を増やしてください。 <p>陳情の理由</p> <p>学校現場の先生たちは、多忙化を極め、自分たちの身を削って働いています。そのことにより、児童生徒と十分に向き合えなくなることや不登校、いじめへの対応の困難さや学力低下などが懸念されます。</p> <p>児童生徒が安心して、学校に通うためには未配置をなくし、先生を増やし、先生たちの働く環境を改善することが急務です。</p> <p>以上の理由から陳情をいたします。</p>

陳情番号	件名
第 30 号	「核兵器禁止条約」への参加を求める意見書の提出を要請することについて
受理年月日	
7.11.14	

陳情の趣旨

【陳情の要旨】

アメリカの大統領が「核兵器実験」の開始を指示しました。核兵器保有大国の核戦力増強も伝えられ、核の脅しも行われています。「核のタブー」の揺らぎへの危機感も背景とされた日本被団協のノーベル平和賞の受賞から1年が経過した現在、その危機感は強まっているのです。こうした国際状況の核不安に対して、唯一の戦争核被爆国であり、核実験の核被害国でもある日本の果たすべき国際的な役割は大きく重いと言わざるを得ません。

国連の「核兵器禁止条約 (TPNW、核禁条約)」への参加 (署名・批准) は、世界の安全と平和のために果たすべき日本の、重要な責任と課題と言わざるを得ません。核兵器廃絶は、多数の日本国民そして相模原市民の切実な願いでもあります。

「核兵器廃絶平和都市宣言」を制定している相模原市の市議会として、世界から核兵器をなくすために積極的な姿勢を採り、核兵器禁止条約に参加するよう、政府に求める意見書を提出するよう陳情します。

【陳情の理由】

1、今年には広島、長崎の悲惨な原爆被爆から80年、ビキニ環礁におけるアメリカの核実験による放射能被害からも71年。この間、日本は国策として、非核3原則、核兵器を持たず持ち込ませずなどの政策を守ってきました。12月上旬に国連総会で採択見込みの「核兵器廃絶決議案」は、日本が32年にわたり提出しています。

また「核兵器禁止条約」の定める内容は、こうした我が国の非核武装の政策と違うことなく (つまり日本の国内政策の国際化とも言えるのではないかと)、さらに核開発等による被害への支援、対応も定めています。日本が率先して進めるにふさわしい条約と受け止めるべきです。

2、核禁条約への参加を求める意見書は、全国の約4割、700を超える自治体ですすでに採択されていると言われます。相模原市が「核兵器廃絶平和都市宣言」を定めて、今年で41年になります。この宣言で謳われた核兵器廃絶への強い希求と、恒久的世界平和への願いが、今も変わらぬ市民の願いであることを、改めて意見書として示していただきたいと強く要望いたします。

3、与党の自由民主党も「核兵器のない世界を目指す」としている一方で、「核武装が最も安上がりで、最も安全を強化する策の一つ」と核兵器保有を主張する国会議員が現れるなど、危うい政治情勢があります。核兵器、核武装を決して許さないとの、相模原市民としての意思表示は、今まさに求められていると考えます。

陳情番号	件名
第 31 号	日本政府がパレスチナ国の国家承認を求める意見書の提出について
受理年月日	
7.11.17	

陳情の趣旨

【陳情書】

日本国家がパレスチナ国家を承認することについて、意見書を提出するよう陳情いたします。

【陳情理由】

ガザにおけるイスラエルの悪行は、大きく分ければ2項目に分別できます。

第1はイスラエルがガザ地区のパレスチナ人を監視管理するために、パレスチナ人が出入りできないほど高い塀を周辺にめぐらしました。普段の生活上では、パレスチナ人のイスラエルでの労働管理、塀の外から搬入される物資の管理、パレスチナ人の出入りに関する管理が最小限に絞られた検問所で厳重に行われていました。

しかし、ハマス襲撃が行われた2023年の10月以降状況が一変します。その結果、ガザの塀の入口は閉じられました。それはパレスチナ人の命綱が切られたことを意味します。食料をはじめ全ての生活物資の搬入が禁止されました。

第2はハマスの大攻撃があった後日の件です。生活物資は国連が強引にガザに搬入しますが、戦時下という状況では、わずかのものしか搬入できなくなり、パレスチナ人の空腹状態が始まりました。戦火がひどくなり、50000人以上が飢饉状態ですが、そのような状況を見逃したイスラエルは、テロ組織と断じたパレスチナに対してアメリカから最新鋭の武器の供給を受け、パレスチナに一斉に大攻撃を仕掛けます。その攻撃で、世界中の国々のみならず支援国のアメリカさえも眉を顰めるような悪行です。それは、戦争規定で禁じられている市民の居住地への攻撃、学校、病院等も攻撃しガザ地区はジェノサイドにより69000人以上の死者、さらに建物の78%が破壊され、未曾有の惨状となっています。ガザ全体ががれきで覆われた廃墟になっています

このような不法な行為を行ったイスラエルに対して、それまで支持をしてきたヨーロッパの多くの国や日本も非難し支援を打ち切ります。この蛮行を見てアメリカ各地で反イスラエルのデモが続出しました。イスラエルの攻撃に前向きであったアメリカ政府も足元に火がつき、アメリカはイスラエルに対し攻撃の手を緩めるように要請し、イスラエルは攻撃の手を緩めます

現在、関係国がこの戦争を何とか停戦に持ち込もうと必死に努力しています。其の努力が実って、もし停戦が実現したとしても、ガザ全土はがれきで覆われ、パレスチナ人すべてが、戦争で疲弊し、財産もすべて奪われた状態で終戦を迎えたとしても、パレスチナ人単独での国家再建は到底無理です。

このような状況ですので、全世界の国々がパレスチナ国家を承認し、支援体制を作る必要があります。すなわち国家承認という強力な事象です。それがなされなければ、パレスチナ国家の再建は危うくなります。しかし、世界の各国がパレスチナの国家承認を140数か国以上が完了し、今後も増え続ける状況ですので悲観は禁物です。

今次の戦争は10月10日に停戦にこぎつきましたが、戦後処理はパレスチナ人、イスラエル人、さらに世界中の市民に3つの大きな課題が課せられています。1つは、今回の戦争が起こった原因

の究明。2つ目は、国土が灰燼に帰してしまったガザに避難地から帰ってきても生活できる国づくりをすることです。3つ目は国連で何回も停戦決議をしたにもかかわらず拒否権の行使と今次の戦争の首謀者あるアメリカとイスラエルの責任を追及し、今後同じような誤りを犯さないという確約をとること。3つ目の課題は国連加盟国193か国の団結と固い決意で課題の解決に臨むこと。さらに現在、世界中の国が進めているパレスチナの国家承認を193か国が速やかに完了しなくてはなりません。

見てきましたように、世界各国はパレスチナ国家承認を終えたか終えようとしています。一方日本国が承認するのは時期を見てというような無責任な判断は、愚者のたわごとであります。パレスチナ承認は喫緊の事象であるといえます。

陳情番号	件	名
第 32 号	土壌汚染対策工事に対する助成金制度の創設について	
受理年月日		
7.11.17		

陳情の趣旨
<p>1、陳情の趣旨について</p> <p>住工混在地区において、土壌汚染の解消に高額な費用負担が必要なため、住工混在が改善出来ない状況にあります。地域の住環境改善の為、土壌汚染対策工事に対する助成金制度の創設を市に対して求めていただきますよう陳情いたします。</p> <p>2、陳情理由</p> <p>第一種低層住居専用地域内に都市計画法指定前(昭和42年)より、中央区宮下本町において操業していた、金属加工工場が令和5年5月に倒産致しました。</p> <p>私ども地権者は同工場に土地を貸していたため、現在破産管財人と協議しておりますが、一向に協議が進展しない状況が続いております。加えて、金属加工工場では特定有害物質の使用履歴があったことから、土壌汚染対策法に基づき土壌調査を実施し報告した結果、現在は「要措置区域」に指定されております。</p> <p>その後、相模原市の指示に従い約 1,000 万円を投じて土壌汚染調査を行った結果、当該地からは土壌汚染対策法の基準値を遥かに超える土壌汚染が確認され、また、今後、法に基づく土壌汚染対策工事等には多額の費用が必要となることを確認致しました。</p> <p>当該地におきまして、現在、私ども地権者と宅地開発事業者が協力して住工混在を解消し快適な住環境を目指す事業を計画しております。しかしながら、私ども地権者の資力では到底賄えない高額な費用負担が必要な為、住工混在の根本的な問題が改善できない状況にあります。幸いにも、近隣住民の皆様からも住工混在を解消し、快適な住環境の整備に向けた私共の計画にご理解をいただいております。</p> <p>聞くとことによりますと、他市では土壌汚染対策工事に対する助成金制度を創設し、同様の状況を解決している事例があるそうです。</p> <p>本市においても同様に土壌汚染対策工事に対する助成金制度を創設し、住工混在地区の住環境改善に向けた支援をお願いいたします。</p> <p>なお、陳情書提出の事を知った当該地の自治会や近隣住民からも、これまで何度も直接、相模原市へ住環境改善に向けた問い合わせや相談をされてきた経緯もあり本件は特に注目されており今回の陳情書提出にあたりましては陳情者の他、198 名の近隣住民より同意の署名をいただきました。</p>